

2024年10月28日

各位

会社名 株式会社 NEW ART HOLDINGS
代表取締役会長兼社長 白石幸生
(コード番号 7638 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 神尾常夫
電話 03-3567-8098

創業30周年記念感謝特別株式無償割当てに関するお知らせ

当社は、2024年10月28日開催の取締役会において、会社法第185条の規定に基づき下記のとおり、創業30周年記念感謝特別株式無償割当てを実施することについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 創業30周年記念感謝特別株式無償割当ての目的

当社は1994年に銀座中央通りに「銀座ダイヤモンドシライシ銀座本店」をオープンし本年をもって創立30周年を迎えるに至りました。これもひとえにご支援いただいた皆様のご厚情の賜と心より深く感謝いたしております。今後も更に飛躍するため新規事業や新規出店等を展開していく所存であります。

今期においては、基幹事業であるブライダルジュエリー事業において仕入高への改善策として価格転嫁を実行し、仕入れの見直しも実行致しました。受注状況は堅調で2回目の価格転嫁も8月16日に完了しておりますが、受注生産システムの為、売上は1ヶ月後の計上となります。上記の理由により会社が想定する利益率は10月以降に大きく反映してくる予定です。

そのような背景の中、当社は創業以来利益の配分につきまして株主の皆様への最大限の配慮をさせていただくことを常に考えて経営を進めております。株主の皆様への例年以上の還元策を検討した結果、当社株式を無償割当てし、長期保有を目的とした安定株主としてご支援を賜りたく存じます。

株式の無償割当てとは、会社法185条に基づく、株主の皆様より新たな払込をいただかずに当社の株式を割りあてることができる制度です。株式分割とは異なり、当社が保有する株式は割当ての対象となりません。なお、株主への割当てに際して交付する株式は、すべて当社が保有する自己株式より充当いたします。

また、本件は、当社、各証券会社、証券保管振替機構及び株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社（以下、みずほ信託といたします。）により手続きを完結することができますので、株主の皆様には特段のお手続きをいただく必要はございません。

2025年5月以降を目途に、みずほ信託より割当てに関する通知を送付いたします。

2. 株式無償割り当ての概要

(1) 2025年3月31日(月)を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有する普通株式1株につき、普通株式0.1株の割合にて自己株式を無償で割り当てます。

(2) 無償割り当てにより交付する株式の状況

①無償割り当て前の発行済株式数	17,386,204株
②無償割り当てを行わない自己株式の数	1,259,349株
③無償割り当てに際して交付する自己株式の総数	1,738,620株
④無償割り当て後の発行済株式数	17,386,204株

(注) 上記は2024年9月30日時点にて記載しており、今後、基準日までに自己株式の取得または処分に伴い、自己株式の数に変動が生じる場合があります。

3. 日程

(1) 基準日公告日	2025年3月14日(金)	(予定)
(2) 基準日	2025年3月31日(月)	(予定)
(3) 効力発生日	2025年4月1日(火)	(予定)

4. その他

(1) 資本金について

今回の割り当てに際して、資本金の増加はありません。

(2) 配当について

今回の割り当ては創業30周年記念感謝特別無償割り当てとして実施いたします。2025年3月期末の配当に関しましてはブライダルジュエリー事業の利益改善数値が正確に算出される2025年3月期第3四半期決算発表と同時に発表を予定しております。

(3) 割り当ての結果生じる1株未満の端数株式について

割り当ての結果生じる1株未満の端数株式は、会社法234条第1項に基づき、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主様に対し、その端数に応じて分配いたします。

(4) 割り当ての結果生じる単元未満株(100株未満の株式)について

割り当ての結果、100株未満の単元未満株式が生じる場合があります。単元未満株をご所有の株主様は、取引市場でご所有株式を売買することはできませんが、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、株主様をご所有の単元未満株式を買い取ることを請求できる制度です。

② 単元未満の買増制度

会社法194条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、当社に対し、株主様をご所有の単元未満株式とあわせて1単元(100株)となるよう、当社株式を売り渡すことを請求できる制度です。

【補足説明】

(今回発表による具体例)

① 1,000株を保有する株主様の場合

	無償割当て前	割当数	無償割当て後
保有株式数	1,000株	⇒ +100株	⇒ 1,100株

② 90株を保有する株主様の場合

	無償割当て前	割当数	無償割当て後
保有株式数	90株	⇒ +9株	⇒ 99株

(お問い合わせ先・通知方法)

効力発生日は2025年4月1日(予定)ですが、株主様の証券口座に割当てられる日付につきましては、お取引のある証券会社へお問い合わせください。本件割当ての対象となるすべての株主様には、2025年5月以降にみずほ信託より、本件割当てに関する通知書をお送りいたします。

以上